

御浜町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この御浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：御浜町 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅

○対象区域

- 御浜町全域



3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

	R8	R9	R10	R11	R12
戸別訪問等					

4. 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する
- 不在の場合は、資料をポスティングする
- 訪問結果（訪問日、訪問地区、件数等）を記録・整理する

※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

5. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 自治会長会議等での周知
- 広報誌による周知

6. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び(非)三重県木造住宅耐震化促進協議会と連携して活動に取り組む

7 具体的な取組内容について

① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・「4 戸別訪問の実施」により実施する

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促す。

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・「5 その他の普及啓発活動」により実施する。
- ・庁舎等において、耐震化の必要性に係るブース展示を行う。

8 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化支援事業	R4	R5	R6	R7	R8(目標)
耐震診断	17	20	25	20	14
耐震補強設計	0	0	0	2	2
耐震補強工事	0	0	0	1	2
除却工事	10	4	3	7	8

9 取組実績に関する自己評価

①前年度(令和7年度)の取組実績

- ・木造住宅耐震化支援事業については前記による。
- ・7①関連:下市木地区、志原地区、の57戸に戸別訪問を実施した。
- ・7②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
耐震診断受診者の内、耐震補強等を行っていない住宅所有者に対し、電話連絡により耐震改修を促した。
- ・7③関連:三重県と連携し耐震改修工事に関する事業者向け講習会の実施及び参加の啓発を行った。
ホームページにて改修事業者リスト(三重県木造住宅耐震促進協議会)の情報提供を行った。
- ・7④関連:広報誌、町ホームページ、自治会長会議による周知を行った。

② 前年度(令和7年度)の課題

耐震診断は受けたものの、その後の耐震設計、補強工事に繋がるケースが少なく課題となっている。

③ 令和8年度の取組方向

引き続き耐震化の重要性について周知を行い、補助制度の積極的な利用促進を図る。